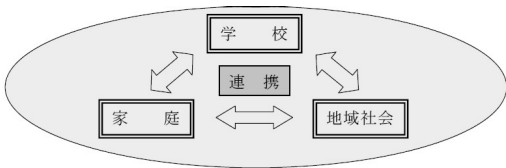
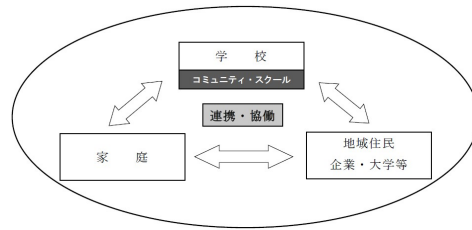


「推進資料」改定における新旧対比表

〈1〉はじめに〉

【旧】平成24年（2012年）3月作成	【新】令和7年（2025年）3月改定
〔3段落目〕 山口県においても、幅広い人権課題への対応や、より一層の人権尊重を踏まえた行政の推進など、人権に関する総合的な取組を推進するため、平成14年（2002年）3月に『山口県人権推進指針』が策定され、平成19年（2007年）6月には、『指針』の「分野別施策の推進」について改定が行われました。 平成20年（2008年）に実施された「人権に関する県民意識調査」の結果も踏まえ、平成24年（2012年）3月に『指針』が改定されました。 〔5段落目〕 平成23年（2011年）3月には、『人権教育の推進にあたって』と『人権教育推進資料』の見直しを行い、『人権教育推進資料（新訂版）』としてとりまとめましたが、この度の『指針』の改定を受けて、学校・地域社会における自主的な取組がより高まるよう、『山口県人権教育推進資料』として作成しました。 平成24年（2012年）3月	山口県においても、幅広い人権課題への対応や、より一層の人権尊重を踏まえた行政の推進など、人権に関する総合的な取組を推進するため、<u>平成12年（2000年）12月に『人権教育及び人権啓発に関する法律』が制定されたことを踏まえ、</u>平成14年（2002年）3月に『山口県人権推進指針』が策定され、平成19年（2007年）6月には、『指針』の「分野別施策の推進」について改定が行われました。 平成20年（2008年）<u>と令和元年（2019年）</u>に実施された「人権に関する県民意識調査」の結果も踏まえ、平成24年（2012年）3月<u>と令和6年（2024年）12月に『指針』の改定が行われました。</u> 平成23年（2011年）3月には、『人権教育の推進にあたって』と『人権教育推進資料』の見直しを行い、『人権教育推進資料（新訂版）』としてとりまとめましたが、<u>平成24年（2012年）3月の『指針』の改定を受けて、</u>学校・地域社会における自主的な取組がより高まるよう、『山口県人権教育推進資料』として作成しました。<u>そして、令和6年（2024年）12月の「指針」の改定に合わせて、学校や地域社会において、自主的な取組がより一層高まるよう、『山口県人権教育推進資料』を改定しました。</u> <u>令和7年（2025年）3月</u>

〈2〉 p 4 〈基本的人権に関わる学び〉の図〉

【旧】平成24年（2012年）3月作成	【新】令和7年（2025年）3月改定
このような取組の中で、学習方法等の工夫に努め、学校、家庭、地域社会の<u>連携</u>のもとに、様々な場を通じて取り組みます。 〈基本的人権に関わる学び〉の図 	このような取組の中で、学習方法等の工夫に努め、<u>コミュニティ・スクールを核として、学校と家庭、地域住民、企業・大学等の連携・協働</u>のもとに、様々な場を通じて取り組みます。 〈基本的人権に関わる学び〉の図 

〈3〉 p 6 1 推進体制の確立（2）家庭、地域社会、関係機関との連携〉

【旧】平成24年（2012年）3月作成	【新】令和7年（2025年）3月改定
学校、家庭、地域社会の<u>ネットワークの下で</u>、効果的な取組に努める。	学校、家庭、地域社会の<u>連携・協働により</u>、効果的な取組に努める。

〈4〉 p 7 1 推進体制の確立（4）年間指導計画の作成〉

【旧】平成24年（2012年）3月作成	【新】令和7年（2025年）3月改定
<u>各単元の関連を踏まえ</u>、1年間の見通しに立った計画を立てる。	<u>教科等横断的な視点で教科・単元等を関連付け</u>、1年間の見通しに立った計画を立てる。

〈5〉 p 8 2 人権尊重の視点に立った指導の充実（1）人権尊重の視点に立った学校づくり〉

【旧】平成24年（2012年）3月作成	【新】令和7年（2025年）3月改定
児童生徒一人ひとりの特性を踏まえた指導を通して、基礎的な知識・技能及びそれらを活用して<u>問題</u>を解決する力等を身に付けさせ、「確かな学力」を育む。	児童生徒一人ひとりの特性を踏まえた指導を通して、基礎的な知識・技能及びそれらを活用して<u>課題</u>を解決する力等を身に付けさせ、「確かな学力」を育む。

〈6〉 p 8 2 人権尊重の視点に立った指導の充実（1）人権尊重の視点に立った学校づくり〉

【旧】平成24年（2012年）3月作成	【新】令和7年（2025年）3月改定
児童生徒の様々な悩みや不安に対して、 <u>平素の会話や生活の様子を観察、教育相談等を踏まえ、適切な支援や指導を行う体制を整える。</u>	児童生徒の様々な悩みや不安に対して、 <u>「丁寧な関わりと観察」を通じて、児童生徒の心身の変化を的確に把握するとともに、生活アンケートや教育相談等を踏まえ、ICTの活用も含めた適切な支援を行う体制を整える。</u>

〈7〉 p 8 2 人権尊重の視点に立った指導の充実（1）人権尊重の視点に立った学校づくり〉

【旧】平成24年（2012年）3月作成	【新】令和7年（2025年）3月改定
児童生徒一人ひとりの成長の過程を的確に把握し、 <u>将来への展望を育むとともに、勤労への関心や意欲を高める</u> ような支援を行う。	児童生徒一人ひとりの成長の過程を的確に把握し、 <u>将来の夢や目標をもつことに加え、「働くこと」の実際につながる</u> ような支援を行う。

〈8〉 p 9 2 人権尊重の視点に立った指導の充実（2）児童生徒の自主性と実践への意欲を育む指導の充実〉

【旧】平成24年（2012年）3月作成	【新】令和7年（2025年）3月改定
ア <u>主体的な学び</u> を形成するための手法等の創意工夫	ア <u>主体的・対話的で深い学び</u> を形成するための手法等の創意工夫

〈9〉 p 9 2 人権尊重の視点に立った指導の充実（2）児童生徒の自主性と実践への意欲を育む指導の充実〉

【旧】平成24年（2012年）3月作成	【新】令和7年（2025年）3月改定
社会科や <u>道徳の時間</u> 等の学習を中心に、心身の成長の過程に即し、基本的人権の意義や人権尊重の理念について理解を深めさせる。	社会科、 <u>道徳科、総合的な学習（探究）の時間</u> 等の学習を中心に、心身の成長の過程に即し、基本的人権の意義や人権尊重の理念について理解を深めさせる。

〈10〉 p 9 2 人権尊重の視点に立った指導の充実（2）児童生徒の自主性と実践への意欲を育む指導の充実〉

【旧】平成24年（2012年）3月作成	【新】令和7年（2025年）3月改定
（記述なし）	<u>児童生徒が、情報を主体的に捉えながら何が重要かを考え、見出した情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑む上で必要な情報活用能力を育てる。</u>

〈11〉 p 11 1 支援体制等の整備・充実（3）家庭、地域社会への情報提供の充実〉

【旧】平成24年（2012年）3月作成	【新】令和7年（2025年）3月改定
広報活動の工夫として、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌、自治体のウェブページ等の様々な広報媒体を活用して、広く情報提供をしていく必要がある。	広報活動の工夫として、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌、自治体のウェブページ、 <u>S N S</u> 等の様々な広報媒体を活用して、広く情報提供をしていく必要がある。

〈12〉 p 12 1 支援体制等の整備・充実（5）家庭教育に関する相談体制など、支援体制の整備・充実〉

【旧】平成24年（2012年）3月作成	【新】令和7年（2025年）3月改定
相談体制については、 <u>相談機関</u> に関する情報が各家庭に周知され、相談窓口で十分な対応ができることが大切になる。	相談体制については、 <u>専門機関</u> に関する情報が各家庭に周知され、相談窓口で十分な対応ができることが大切になる。